

令和4年度県外大学等進学サポート事業募集要項

注意事項

この事業の支援を受ける際は、県外大学等へ渡航したこと、渡航するために要した費用を証明する書類が必要となります。渡航の際に取得した航空券、宿泊費、検定料の領収書等（領収書は支援希望者本人あて）は紛失することのないよう大切に保管してください。

1 目的

この事業は、県外大学等へ進学意欲がある高校生に受験や進学時にかかる渡航費用を支給することで、経済的な負担を軽減と安心して学業に専念できる環境を確保することを目的として行うものです。

2 対象者

この事業の対象者は、次の要件を満たす高校生とします。

- (1) 沖縄県内に住所を有していること。
- (2) 県外大学等への進学に意欲を有していること。
- (3) 支援対象年度に、以下のいずれかに該当すること。
 - ア 親等が児童扶養手当を受給していること。
 - イ 親等が所在市町村の条例で定める住民税所得割非課税世帯であること。
 - ウ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき里親等に委託され、又は児童養護施設等に入所している子どもであること。

3 給付内容

以下に掲げる費用が対象となります。

- (1) 航空運賃、電車賃、モノレール賃及びバス賃
- (2) 宿泊費

ただし、受験時・進学時それぞれの渡航につき1回の支援を原則とし、支給上限は10万円となります。

10万円を超える費用については、自己負担となります。

4 類似事業との併用

本事業以外で、公的機関が実施する県外大学等の受験・進学に係る渡航費用について、類似の支援事業の対象となっている場合、併用はできません。

なお、給付型奨学金等、受験・進学に係る渡航費用支援以外の支援事業との併用は可能です。

5 給付予定者数

予算の範囲内で給付者を決定します。

6 対象となる進学先

沖縄県外に所在し、学校教育法第 83 条に規定する大学、同法第 115 条に規定する高等専門学校及び同法第 124 条に規定する専修学校（一般課程を除く。）等になります。

7 申請方法

次に掲げる書類を沖縄子どもの未来県民会議事務局（沖縄県子ども未来政策課）へ提出してください。

- (1) 支援申請書
- (2) 県外大学等進学サポート事業支援願書
- (3) 住民票謄本原本（続柄・本籍記載あり、マイナンバー記載なし）
- (4) 上記 2 対象者の(3)に該当することを証明する書類
 - ア 対象者(3)のアに該当する場合
児童扶養手当受給者証の写し
 - イ 対象者(3)のイに該当する場合
課税（非課税）証明書※親権者が 2 名（両親）の場合は 2 名分
 - ウ 対象者(3)のウに該当する場合
措置決定通知書の写し

8 募集期間

令和 4 年 8 月 29 日（月）～令和 4 年 9 月 30 日（金）

9 支援の決定及び通知

申請者の中から、沖縄子どもの未来県民会議会長が支援者を決定します。

決定結果については、同県民会議事務局から応募者本人又は保護者等へ通知します。

10 費用請求書の提出

受験及び進学の渡航が完了した後、次に掲げる書類を沖縄子どもの未来県民会議事務局（沖縄県子ども未来政策課）へ提出してください。

- (1) 渡航費用請求書

- (2) 受験又は進学を証明する書類
(例 1 : 受験時の渡航→受験大学の検定料の領収書等)
(例 2 : 進学時の渡航→受験大学の合格通知書等)
- (3) 渡航時に支払った費用の領収書
(例 : ホテルの領収書、航空運賃の領収書等)
- (4) 通帳の写し (銀行・支店名・口座番号・名義が記載されているページ)

11 書類の提出方法・提出先

(1) 書類の提出方法

ア 郵送

「一般書留」又は「簡易書留」にてお送りください。

(提出期限当日消印有効)

イ 直接持参

(2) 書類の提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 (県庁3階)
沖縄県子ども生活福祉部子ども未来政策課
(沖縄子どもの未来県民会議事務局 県外大学等進学サポート事業担当あて)
TEL : 098-866-2100 e-mail : aa031607@pref.okinawa.lg.jp

12 提出期限

(1) 申請書提出期限

令和4年9月30日(金) ※直接持参の場合期限当日17時必着

(2) 渡航費用請求書提出期限

令和5年4月10日(月) ※直接持参の場合期限当日17時必着

13 支援の廃止について

次のいずれかに該当する場合は、支援を廃止することがあります。

- (1) 死亡したとき
- (2) 支援を受けることを辞退したとき
- (3) その他支援の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

14 支援の取消について

次のいずれかに該当した場合は、支援を取消し、給付した渡航費用の一部又は全部の返還を求めることがあります。

- (1) 申請書類等に虚偽の記載があると判明したとき

- (2) 給付した渡航費用を目的外に利用していることが判明したとき
- (3) その他対象者としてふさわしくない非違行為があったとき

15 費用給付の時期・給付の方法

- (1) 費用給付の時期

おおよそ翌年3月下旬～4月下旬の期間内に給付予定です。

- (2) 給付方法

沖縄県青少年育成県民会議（給付事務担当）を通して支援者本人又は保護者等の口座に直接振込みます。

16 お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお願いします。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁3階）

沖縄県子ども生活福祉部子ども未来政策課

（沖縄子どもの未来県民会議事務局）

TEL : 098-866-2100 e-mail : aa031607@pref.okinawa.lg.jp